

# ポータルヴェニュー法律事務所報酬基準（抄）

当基準に定める額に、別途消費税相当額が加算されます

## 法律相談料 30分ごとに5,000~25,000円

法律関係調査料 基本5万円~20万円 内容証明郵便作成料 基本3万円~5万円

遺言書作成料 定型 10万円~20万円 公正証書にする場合 +3万円

(非定型の遺言書の作成料は、弁護士にお尋ね下さい)

契約書類作成料	定型	経済的利益の額 1000万円未満	1000万円~1億円未満	1億円以上
		10万円	20万円	30万円以上

(非定型の契約書類等の作成料は、弁護士にお尋ね下さい)

遺言執行手数料	(1)経済的利益の額~300万円	(2)300万円超~3000万円 2%+24万円
	(3)3000万円超~3億円 1%+54万円	(4)3億円超 0.5%+204万円

借地非訟事件	着手金	借地権の額 5000万円以下	30万円~50万円
		5000万円超	0.5%+ (5万円~25万円)

(報酬金は弁護士にお尋ね下さい)

## 刑 事 事 件

刑事事件の内容	着手金	結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	30万円~50万円	不起訴 求略式命令 上記額を超えない額
	起訴後	30万円~50万円	刑の執行猶予 求刑された刑が軽減 上記額を超えない額
上記以外の事件	起訴前	50万円~100万円	不起訴 求略式起訴 50万円~100万円
	起訴後 (再審事件を含む)	50万円~200万円	無罪 刑の執行猶予 求刑された刑が軽減 検察官上訴棄却 軽減の程度による相当額 50万円~200万円
再審請求事件	50万円~200万円	50万円~200万円	

## 少 年 事 件

着手金	家庭裁判所送致前及び送致後	それぞれ30万円~50万円
	抗告、再抗告、保護処分取消	それぞれ30万円~50万円
報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円~100万円
その他		30万円~50万円

## 訴訟・民事家事調停・示談交渉・仲裁センター 着手金と報酬金 各最低10万円

経済的利益	着手金	報酬金
(1)~300万円	8%	16%
(2)300万円超~3000万円	5%+9万円	10%+18万円
(3)3000万円超~3億円	3%+69万円	6%+138万円
(4)3億円超	2%+369万円	4%+738万円

依頼時に着手金、解決時に報酬金として、それぞれ上記金額を受けます

上記は事件の経済的利益から算定します

30%の範囲内で増減することがあります

調停・示談交渉・仲裁センター事件は3分の2に減額することもあります

調停・示談交渉・仲裁不調後の着手金は上記の2分の1になります

## 離婚事件の着手金と報酬金

調停又は交渉 それぞれ30万円~50万円 訴訟事件 それぞれ40万円~60万円

交渉から調停、調停から訴訟へ移行するときの着手金は、弁護士にお尋ね下さい

金銭的請求を併せてするときの着手金と報酬金は、別の計算となります

## 境界に関する訴訟の着手金と報酬金 それぞれ40万円~60万円

経済的利益により計算された着手金と報酬金がこれを上回るときは、上回る金額によります

日当 半日3万円~5万円 1日5万円~10万円

実費 (印紙・切手代・コピー代・通信費等)・交通費 別途

顧問料 (月額) 事業者5万円以上 非事業者5,000円以上

書面鑑定・契約締結交渉・督促手続・手形小切手訴訟・仮差押仮処分・保全執行・民事執行・倒産整理・任意整理・行政上の不服申立・証拠保全・即決和解・公示催告・倒産整理事件の債権届出・家事審判・会社設立・登記登録・株主総会等指導・自賠責請求・保釈、告訴、告発などの費用、その他詳細は、弁護士にお尋ね下さい

本書の交付をご希望の方は、弁護士にお申し出下さい

平成26年1月14日施行